

玉城町ファンクラブ設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「玉城町ファンクラブ」(以下、「ファンクラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、町に在住する者、ゆかりのある者及び関心を持つ者に対し、町のイベント、観光及び物産等の情報発信並びにファンクラブ向け企画への参加や交流を通じ、町への愛着を高めることにより、町とのつながりを深め、町への定住又は将来的な移住及び町の発展と豊かなまちづくりにつなげていくことを目的とする。

(会員等)

第3条 「会員」とは、ファンクラブの目的に賛同し、この要綱を承諾し、協力する者をいう。

2 会員は次のいずれかの種別に該当することとする。

- (1) 本会員 登録手続きを完了した者
- (2) 仮会員 ふるさと納税者等で町の情報送付に同意した者で、登録手続きが未完了の者

3 本会員及び仮会員(以下、「会員等」という。)は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 町の魅力を多くの人に発信していきたいと思う者
- (2) 町に関心を持つ者
- (3) 町在勤者又は在勤経歴のある者
- (4) 町出身者
- (5) 町在住者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町にゆかりのある者

(登録)

第4条 WEBフォーム又は登録申請書(別記様式)により事務局へ会員登録情報を提供することで、本会員として登録する。

- 2 本会員の登録期間は、無期限とする。
- 3 本会員登録料及び年会費は無料とする。

(変更、退会等)

第5条 会員登録情報の変更又は退会を希望する者は、事務局へ届け出るものとする。また、会員等が次の各号いずれかに該当するときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができる。

- (1) 会員登録情報に虚偽があったとき。
- (2) 第3条の会員等に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、町に損害を及ぼす又はその可能性があるとして町が判断したとき。
- (4) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団並びにその関係団体をいう。)の組員、構成員もしくは関係する者であると町が判断したとき。

(会員等の役割)

第6条 町は、第2条の目的を達成するため、会員等に次のことを期待する。

- (1) 町の魅力の発信や発展のため、自分の経験やスキル等を活かし応援していただくこと。
- (2) 町に興味・関心を持ち続けていただくこと。

(町の役割)

第7条 町は、第3条に定める会員等に対し次の役割を担うものとする。

- (1) 町に関する情報の提供
- (2) 特典・サービスの提供
- (3) 意見や提言に対する対応
- (4) 町に関するメールマガジン等の提供

(5) 前4号に掲げるもののほか、目的達成に必要な活動

(会員等特典)

第8条 本会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができるものとする。

- (1) 町内の飲食店、観光地、施設利用、ふるさと納税、公式オンラインアンテナショップ等に関する情報の提供
- (2) 町及び関係団体等が発信する情報の提供
- (3) ファンミーティング等の本会員が交流する機会の提供
- (4) 町長等と懇談する機会の提供

(個人情報の保護)

第9条 町は、玉城町個人情報保護条例（平成11年玉城町条例第18号）の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱い、会員登録情報に含まれる個人情報を第2条以外の目的に使用しない。

(事務局)

第10条 本会は、町総務政策課に事務局を置く。

(要綱改正)

第11条 町は、本会の運営上必要に応じて、会員等の承諾なしに本要綱を改正できるものとし、改正後はただちにすべての会員等に適用されるものとする。

2 本要綱を改正した場合、町は会員等に対して電子メール、町のホームページへの掲載等により周知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ファンクラブの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月29日から施行する。